

つくばみらい 相談事例

休眠口座

★預金をしたまま、長い間出し入れをしていない口座があります。今から払い戻しはできるでしょうか。

長い間、取引がされていない銀行預金のことを「休眠口座」「休眠預金」などと言います。休眠口座になったとしても、預金者の権利が失われるわけではありません。通帳と印鑑などを持って窓口に行けば、いつでも払い戻しが受けられます。

もし、口座を開設した銀行が合併したときや、支店が統廃合でなくなったときは、合併後の支店で対応してくれます。

口座を解約する場合や、印鑑を失くした場合、結婚によって姓が変わった場合などの手続きの際には、公的書類なども必要となります。あらかじめ銀行に問い合わせから出向くのがよいでしょう。

休眠口座にしないためには、口座を管理することが必要です。利用するのは2～3口座にとどめ、あまり使わない口座は整理しましょう。休眠口座も大切な財産ですので、思い当たる場合は今一度よく確認してください。